



大阪市長 松井 一郎

結びに、大阪市企業人権推進協議会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げます。

私たちの主な活動

- ①啓発研修会、講演会の開催 ②人権情報の発信 ③研修企画、資料、教材の紹介
④地域における各種啓発事業への協力 ⑤就職差別撤廃月間等の街頭啓発活動

大阪市LGBTリーディングカンパニー 認証制度について

「大阪市 LGBT リーディングカンパニー」認証制度は、性的マイノリティの方々が直面している課題等の解消に向けた取組を、先進的・先導的に推進する事業者等を、大阪市が一定の基準に則り認証するものです。認証を受けた事業者等が社会的に認知されることで、その取組が広く普及し、誰もが生きやすい社会の実現に向け、社会全体で取り組んでいくことをめざしています。

事業開始 平成31年1月10日

対 象 大阪市内にある事業所や事業活動を行っている事業者

- ・事業所：事務所、本店、支店、工場、営業所その他の事業を行う場所又は施設
- ・事業者：法人その他の団体及び事業を行う個人

認証基準 認証基準に適合する取組数で認証

- ★★★★「三つ星認証」・・・ 適合する基準が 10 以上である事業者等
- ★★「二つ星認証」・・・ 適合する基準が 4 以上 9 以下である事業者等
- ★「一つ星認証」・・・ 適合する基準が 1 以上 3 以下である事業者等



1. 商品又は役務を提供する場合の取組に関する基準

(1)商品又は役務の提供、(2)施設又は設備、(3)窓口業務、(4)申込み、アンケート等

2. 雇用主としての取組に関する基準

(1)従業員に対する雇用主の方針の明確化、(2)従業員に対する啓発、研修等、
(3)性的マイノリティである従業員への配慮

3. その他の取組に関する基準

詳細については、大阪市民局のホームページをご覧ください

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000457206.html>

申請窓口：大阪市人権啓発・相談センター

認証された事業所の取組の紹介 (大阪市民局HPから抜粋)

野村證券株式会社(東京都中央区) ★★★★★(三ツ星認証) 平成31年3月27日

雇用主としての取組

- ・野村グループ倫理規程「人権の尊重」に、「性的指向」および「性同一性」を追加(2012年～)
- ・野村ホールディングス コーポレート・ガバナンス・ガイドライン「社会的責任の実践」に「性自認・性指向」を追加(2015年～)
- ・野村グループ・ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言を採択(2016年～)
- ・人権に関する相談窓口の設置
- ・社員のボランティアネットワークが「LGBT アライ」をテーマに、LGBT の情報発信や啓発イベントを企画・運営
- ・LGBT の内容を含めたダイバーシティ研修を開始(2013年～)
- ・人事部門向け LGBT 勉強会、LGBT の人権啓発研修を実施
- ・LGBT の内容を含めた、新卒採用担当者向けの面接ガイダンスを実施
- ・性別に関わらず使用できるパートナーシップ制度があり、一部の福利厚生制度を適用
- ・トランスジェンダー当事者への対応に関する会社の方針と制度を明確にしたトランスジェンダー対応ガイドラインを策定(2017年～)

その他の取組

- ・LGBT 関連の外部イベント(東京レインボープライド、レインボーリール東京、LGBT 学生セミナー)に協賛
- ・NPO 法人 LGBT とアライのための法律家ネットワークとシンポジウム「地方都市における LGBT の課題と展望」を大分にて共同開催
- ・『トランスジェンダーと職場環境ハンドブック』出版記念イベントを NPO 法人虹色ダイバーシティ、NPO 法人 Rebit と共同開催

詳細については、ホームページをご覧ください

<https://www.nomuraholdings.com/jp/csr/employee/di.html>

株式会社NTTドコモ 関西支社(大阪市北区) ★★(三ツ星認証)平成31年3月27日

商品又は役務の提供に関する取組

地方自治体等が発行する同性とのパートナーシップを証明する書類をお持ちのお客様が、家族であることを条件とする「ファミリー割引」等の各種サービスをご利用いただけるようサービス範囲を拡大(2015年10月より開始)

雇用主としての取組

- ・パートナー制度導入(2018年4月より配偶者と同等の関係にある者を「パートナー」と定義し、現行、配偶者及びその家族に適用している社内制度について、パートナー及びその家族に適用する等、制度適用)
- ・LGBT関連窓口の設置
- ・LGBT理解促進に向けた集合型、WEB型研修実施

その他の取組

関西地域においては、理解促進に向けたワーキングを発足し通常業務と並行してメンバーがLGBT理解促進に向けた取り組みを実施

《主な取り組み》

- ・LGBTに関する支社長からのメッセージを社内イントラに掲載
- ・管理者向けLGBT理解促進研修
- ・各部内の理解促進に向けたイベント実施
- ・他企業も交えたLGBT理解促進のための映画上映会
- ・レインボーフェスタへの参加 等々

詳細については、ホームページをご覧ください

<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/about/diversity/>

経営層人権啓発講座に参加して

講演Ⅰ

「十人十色のコミュニケーション」～ダイバーシティ&インクルージョン

講師：京都外国語大学 国際貢献学部 教授 グローバル観光学科学科長 ジェフ・バーグランド



文化は、人間が作り出した道具、国や地域によって様々な考え方があり、一般常識は、7割の人間が認識していることで判断されるが、自分と違った考え方に違和感を持つ人間と、コミュニケーションを図ることで、価値観を学び、自分の中に取り入れていくことが重要です。

社内では、様々な常識や価値観を持つ人間が働いており、自分と違った常識や価値観を持つ人から学ぶこと

も大いにあり、ダイバーシティは豊かな職場、豊かな社会づくりには必要です。違和感から学んでいくのが異文化コミュニケーションであり、インクルージョンは、自分と違う常識、価値観を正しく受け入れることです。最後に「私たち一人ひとり個性を生かして他の人々を尊重する心を育てよう」と纏められました。

北区支部 阪急電鉄(株) 高山 直樹

講演Ⅱ

「外国人雇用の拡大と共生社会の人権課題」～グローバル社会で、今、企業に問われていること～

講師：RINK(全ての外国人労働者としての家族の人権を守る関西ネットワーク)事務局長 早崎 直美



昨年12月8日に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな在留資格「特定技能」を創設するなど2019年4月1日に施行され、政府は少子化と労働力不足を背景に外国人労働者の受入れ拡大を決めました。

日本における在留資格外国人労働者〔厚生労働省：2018年10月末〕は約146万人、そのうち近年増加している資格外活動〔留学生のアルバイト等〕約34.4万人、技能実習生約30.8万人が働いています。特に技能実習制度〔1993年創設〕は国際的な批判が集中、その実態は開発途上国の青年が日本の工場等で働きなが

ら技術を学ぶ趣旨と大きく矛盾し、さらに低賃金のうえ劣悪な宿舎や暴言・セクハラ等を受けるなど、早崎さんは深刻でさまざまな人権侵害を抱えていることに警鐘を鳴らします。企業は、外国人が安心して就労・生活し、文化・慣習等の多様性を理解するよう人権を尊重する責任が求められ、また外国人労働者は企業の人手不足の解消だけでなく、地域経済の維持に欠かせない存在であり、単なる「労働力」ではなく地域で暮らす「隣人」として受け入れるために、外国人労働者を孤立させないよう地域社会との連携・交流が大切であると熱く語られました。

中央区支部 京阪電気鉄道(株) 長野 徹



貴支部、貴事業所での人権研修に使える新着DVDを購入しましたので、是非ご活用ください。既に、これまでも紹介させていただいております「ビデオ・DVD」につきましては、当協議会のHPに掲載していますのでご覧ください。

貸出しは無料です

タイトル	企画意図・概要等	上映時間
お互いを活かし合うための人権シリーズ① 多様性入門 	企業では、いま、多様性を尊重することへの重要性がますます高まっています。企業内には以前と比べて多様な価値観、多様な属性を持った働き手が増えており、また、均一な商品・サービスではフォローしきれない多様なニーズが社会に生まれています。多様性とは、外国人、障がい者、高齢者などの多様な価値観を私たちが受け入れることと認識されています。	27分
お互いを活かし合うための人権シリーズ② ハラスメント・しない、させないための双方向コミュニケーション 	企業にとってハラスメントを防止することはとても大きな課題になっています。ハラスメントが発生すると、職場の環境が極端に悪化し、社員のモチベーションが下がるだけでなく、企業への社会からの信用も大きく低下してしまいます。人は、一人一人感じ方や考え方が違います。ハラスメントを防止するためには、双方向のコミュニケーションが大切です。ハラスメントをしないためには、相手の立場を尊重した上で自分の意思をきちんと伝える事が大切ですが、ハラスメントをさせないコミュニケーションの可能性もこの作品では描いています。	26分
企業におけるCSR・人権に関する取組事例ビデオ 企業活動に人権的視点を② ～会社や地域の課題を解決するために～ 	どのような取組が企業内外の人のためになり、地域や環境のためになるか、先進的な5つの取組事例を紹介 1.ユニバーサルデザイン (株)ミライロ(大阪府) 16分09秒 2.ワークライフ・バランス (株)イベント21(奈良県) 19分21秒 3.外国人雇用 大橋運輸(株)(愛知県) 17分25秒 4.LGBTへの対応 (株)ペンシル(福岡県) 17分05秒 5.地域社会への貢献(SDGsの実践)(株)四万十ドラマ(高知県) 14分53秒	全編再生 96分
企業におけるCSR・人権に関する取組事例ビデオ 企業活動に人権的視点を ～CSRで会社が変わる・社会が変わる～ 	各地で開催された「企業の社会的責任と人権」セミナーで、CSRと人権課題に積極的に取り組まれている企業の実践事例です 1.障がい者雇用 京丸園(株)(静岡県) 17分18秒 2.高齢者雇用 (株)日向屋(宮崎県) 14分36秒 3.ワークライフ・バランス (株)オーシスマップ(兵庫県) 17分44秒 4.継続的な震災復興支援 ツネインクラフト&ファシリティーズ(株)(広島県) 17分45秒	全編再生 103分

※「啓発ビデオ・DVD」の貸出しを希望される方は、事務センターまでお電話ください (船場センタービル3号館303号室 ☎06-4705-6152)

これからの行事予定 スケジュール

12月4～10日	人権週間
12月12日	労務・人権啓発ブロック別講座(B)(こども文化センター)
12月12日	第2期人権リーダー養成講座 第Ⅲ講座
12月16日	市内企業トップクラス研修会(グランキューブ大阪)
1月16日	第3期人権リーダー養成講座 第Ⅰ講座
1月23日	第3回本部幹事会(大阪産業創造館)
1月29日	労務・人権啓発ブロック別講座(D)(東成区民センター)
2月13日	第3期人権リーダー養成講座 第Ⅱ講座
2月18日	労務・人権啓発ブロック別講座(E)(阿倍野区民センター)
3月12日	第3期人権リーダー養成講座 第Ⅲ講座
3月24日	第4回本部幹事会(大阪産業創造館)

※太字は「大阪市企業人権推進協議会」主催及び受託事業

ただいま、会員募集中!!

現在、当「市企業人権協」では、会員を募集しています。貴事業所の関連事業所やお知り合いの事業所をご紹介ください。また、当会は「事業所」単位で入会していただくことになっていますので、本社が入会されていても、その支店が入会されていない場合や、支店が入会されていても、その本社が入会されていない場合もあるかと思しますので、今一度ご確認ください。未だ入会されていない「事業所」につきましては是非、ご入会いただきますようお願いいたします。

当会には、市内の約2,700事業所が加入し、企業の立場から公正採用選考、人権啓発の充実や人権尊重の社会の実現をめざして様々な取り組みをしています。そしてその取り組みの“輪”を更に、大きなものとしていくため1月～3月を「加入勧奨強化月間」と定めています。

「加入勧奨」の取り組みにご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

※入会の手続きは、大阪市企業人権推進協議会のホームページから出来ます。

ホームページ <http://www.oc-jinken.org>

大阪市企業人権推進協議会

事務センター/〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル 3号館303号

ホームページ

<http://www.oc-jinken.org>

クワック!